

令和7年度 事業計画書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

公益財団法人糸賀一雄記念財団

1 基本方針

今日、我が国は、経済的な発展により物質的には豊かになったものの、未だ様々な「不均衡」があふれており、「生きる意味がない命」があるかのように人を分断する事件や不当な差別や偏見、誹謗中傷事象が発生するなど、人の尊厳がないがしろにされる事態が一向に収まらず、生きづらさを抱えている方は少なくない。

糸賀一雄氏の思想は、あらゆる人の尊厳を等しく尊重するという、障害の有無、年齢、性別、国籍等を問わない普遍的なものであり、社会に発信すべき指針（道しるべ）となるものである。国民一人ひとりの存在そのものは、等しく光り輝いている個性であり、その輝き、すなわち「尊厳」を認め合う共生社会の実現が急務である。

当財団は、この普遍的な糸賀思想を受け継ぎ、次の時代へ確実に伝え、今の時代に求められる福祉の「人づくり・意識づくり」を推し進めるとともに、地域社会のあらゆる分野で共生社会づくりの機運を高め、もって、障害者をはじめとする生きづらさがある人やその家族が生涯にわたり安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指すものである。

このため、様々な機関や分野との連携を密にし、国の「共生社会等に関する基本理念等普及啓発事業」や滋賀県の「共生社会づくりリーダー等養成事業」に取り組むとともに、自主事業として「糸賀一雄記念賞・糸賀一雄記念未来賞」の表彰事業の実施や啓発事業の強化に取り組む。

また、「公益財団法人糸賀一雄記念財団第二次中期経営計画」が最終年度を迎えることから、「第三次中期経営計画」の策定に取り組むとともに、計画の着実な推進に努め、組織をあげて賛助会員を増やす活動を強化推進するなどして、自主的・主体的な運営の確立および持続的な経営の安定を目指す。

2 事業計画

(1) 表彰事業の実施

福祉現場等で展開されている個人や団体の先駆的な実践を糸賀思想に照らして評価、顕彰し、当該実践と福祉の思想を発信していくため、障害をはじめとする生きづらさがある人への取り組みにおいて活躍されている個人および団体を対象とした「糸賀一雄記念賞」

および「糸賀一雄記念未来賞」の表彰関連事業を実施する。

① 授賞式

日 時 令和7年11月15日（土）（予定）
場 所 ホテルニューオウミ（近江八幡市）

② 関連事業

糸賀一雄記念賞第24回音楽祭（社会福祉法人グロー等主催）

日 時 （未定）
場 所 （未定）

（2）共生社会等に関する基本理念等普及啓発事業の受託

厚生労働省が、津久井やまゆり園の事件等を踏まえ、平成30年度に事業開始した、障害福祉従事者、事業経営者等が改めて共生社会の基本理念等を学び、それを実践につなげていくことを目的とした、共生社会フォーラム研修事業を当財団が受託し実施する。

併せて、本事業の実施を通じて、共生社会の基本理念を福祉現場や地域で語り広めることができる「語り部」を確保・育成する。

ア 実行委員会の設置

国が設置する実行委員会の事務局を担い、事業のあり方や具体的なプログラム案の検討、実施後の評価、課題の分析、将来の展望等について協議する。

イ 研修の実施

全国の3会場にて研修会（共生社会フォーラム）を開催する。

また、研修会の最終会場にて総括的なフォーラム（全体フォーラム）を実施する。

なお、各会場での実施にあたっては、各地域の社会福祉法人等が主体となって開催できるように、当財団がその地域の実情にあった必要な支援や応援を行う。

<研修プログラムの主な内容>

- ①障害者理解を深める表現活動（舞台芸術、アールブリュット等）の紹介
- ②基調講演、映像など理解を深める取り組み
- ③グループワーク等を取り入れた研修
 - i) 福祉支援語り部養成研修 ii) 学生・新任者研修
 - iii) 企業関係者向け研修

ウ ファシリテーター（兼メンター）の活動支援

経験と資質を備えたファシリテーターを育成し、実践活動を拡げるためのネットワーク化を図る。

- ①広域的なフォーラムへの派遣
- ②実践報告・情報交換会の開催
- ③認定の仕組等の検討

(3) 共生社会づくりリーダー等養成事業の受託

普遍的な糸賀思想をベースとした福祉の心を、福祉分野だけでなく社会のあらゆる分野に広めていくことが共生社会の実現には肝要であることから、地域社会のあらゆる分野で共生社会づくりを推進するリーダーを養成する事業を、県から受託し実施する。

併せて、糸賀一雄氏をはじめとする先人の福祉の実践と理念に関する情報を発信する。

① 共生社会づくりリーダー養成

糸賀思想に根付いた人の尊厳を尊重した共生社会の理念を普及するため、福祉・教育・経済界など、様々な分野のリーダーを養成する。引き続き、社会活動において大きなウエイトを占める経済界でのリーダー養成に重点化して取り組む。

② 糸賀関連資料等の収集・展示等

障害福祉の礎を築いた糸賀一雄氏をはじめとする先人の実践を紹介するパネルや関連資料（文字、映像、音声等）の展示、県内の施設や団体と連携した企画展示などを行い、先人の福祉の実践や理念に関する情報を発信する。

③ 担当職員の設置

事業にかかる事務処理等を行う担当職員1名を設置する。

(4) 啓発事業

① 友好団体や福祉分野以外の関係者・機関（企業、教育、まちづくり）などとの連携強化・協働による啓発事業の充実、推進実施に努める。

- ・当財団の理事による諸活動との共催による糸賀思想の普及啓発活動の実施
- ・その他、あらゆる機会をとらえての糸賀思想の普及啓発活動の実施

② ブックレット「ほほえむちから」を使った啓発活動の実施

- ・「ほほえむちから」をテキストとした「福祉支援語り部」による啓発の実施を支援
- ・関係するあらゆる分野に「ほほえむちから」をテキストとした講座開催を働きかけ

(5) 財政基盤の強化

① 理事および事務局職員が組織的に贊助会員募集活動を行い、会員の拡大を図る。

併せて、会員拡大につながる会員の特典などについて検討する。

② 啓発事業の資料や研修事業等のテキストとしてブックレット「ほほえむちから」を頒布するなど活用し、自主財源の確保につなげる。

(6) 広報事業

① 広報誌の発行

糸賀一雄記念財団の活動内容や実施事業について、広く県民に知っていただくため、広報誌を発行する。

② ホームページ、SNS等の運営

ホームページやSNS等を活用して賛助会員の募集や財団事業の周知を図るとともに、掲載内容を充実し、発信力を強化していく。

3 法人の運営

(1) 「公益財団法人糸賀一雄記念財団第二次中期経営計画」(令和3年度～令和7年度)の着実な推進および「第三次中期経営計画」(令和8年度～令和12年度)の策定

(2) 役員会等の開催

①評議員会	年1回
②理事会（事業計画・収支予算、受賞者決定、事業評価、決算等）	年3回
③監査会	年1回